

土地境界図作成方法

表題部

- ・複数の地番が存在するときは代表地番に「ほか」を表示すること。
- ・縮尺は原則として1/250とすること。

合意欄

- ・土地所有者欄は、立会を行う人数分横枠を作成し、申出者、関係土地所有者ともに原則すべて（立会場所・土地の地番、土地所有者 住所・氏名・印、立会年月日、合意年月日 欄）自署させること。個人の場合、ゴム印等での氏名表示は認めない。ただし、法人の場合はゴム印等での記入も可とする。
- ・記入にあたってはボールペン等（長期保存に耐え、改ざん不可能なもの）で記入すること。
- ・押印は、申出者においては実印とし、関係土地所有者においては実印以外でも可とする。（スタンプ印は不可）
- ・立会年月日には立会した日を、合意年月日には合意押印の日を記入すること。
- ・同一人との立会が数回に及ぶ場合は、原則、最終立会日を立会年月日とすること。

作成者欄

- ・作成者の住所・氏名（法人の場合は、法人名・代表者氏名）・資格登録番号を実務取扱者が申出書と同様に記名し、押印すること。
- ・押印は、申出書と同一の印で行うこと。
- ・測量年月日は、立会年月日以後、合意年月日以前とする。

図面部分

- ・境界点はP、引照点はS、機械点はTの記号を用い、成果表で各点の座標値（公共または任意）を明らかにする。
- ・境界点間の辺長は、算用数字にて記入する。単位はメートルとし、座標値を展開した数値の1/100未満を切り捨てて表示する。
- ・確定辺長には小数点位置にmの文字を記入し、境界線より民有地側に記載する。
- ・境界点ごとに周辺構造物（L型側溝、塀等）との位置関係を詳細図にて表現すること。なお、詳細寸法は不要。
- ・引照点は、塀など容易に動かしがたい堅固な構造物の角を用い、後日境界点復元に必要十分な点数とする。なお、原則としてマンホール等は不可とし、構造物のどの位置を測量したのか表現し難いときは、詳細図にて表現すること（例：面取りされた構造物の角や化粧されたブロックの角等）。
- ・すでに確定、確認済みの点については引照点として表示する。
- ・地番は算用数字を用いて、その存在する位置に立会を行った地番のみ記入する。図面の位置取りは北を上向きとし、方位は北方向に矢印等を付ける。

座標欄

- ・境界点、引照点ともに原則として、構造物の下から10cm以上の高さをもっている箇所は、その高さをメートル単位で1/100未満を切り捨てて表示すること。なお、高さによって座標値が変わる場合は、構造物の下からの高さを記入すること。
- ・座標値はメートル単位として1/1000まで記入し、小数点以下第四位を四捨五入すること。
- ・標示物等は現形を記入すること。

図面の品質

大きさ：原則としてJIS・A列1番もしくは2番の大きさとする。

紙質：長期保存に適した普通紙もしくは和紙とする。

余白：外周に額縁状に幅3cm以上の余白をとること。

筆記方法：活字は2.5mm以上とし、黒一色にて記入すること。

長期保存に耐え、改ざん不可能なものとし、活字が剥がれたり、消えてしまうものは不可。

継ぎ目：用紙に継ぎ目がある場合作成者及び図中押印者全員の契印が必要

土地境界図の現地確認を行います。

板橋区では、現地の境界標識や建物、塀等が正確に記入されているかどうかを確認するため、現地確認を行っています。

現地確認は土地境界図に申出者および関係土地所有者の方が署名・捺印をする前に行います。

1. 確認方法

機械点から境界点、引照点までの角度と距離等、区の担当者が指定する箇所を実務取扱者に実測していただきます。実測はトータルステーションなど機器を用いて行いますので、必ず機器を用意してください。

2. 許容範囲

座標値から計算された数値（小数点以下第3位まで）と実測値との誤差±5mmまでを許容範囲としています。ただし、その距離が15mを超える場合は1/3000を許容範囲とします。

●土地境界図（原図）作成前に必ず下図にて担当者のチェックを受け、最終下図を収めた後に、原図の作成にかかること。

●その他、作成方法については、区の指示に従い、対応すること。

平成29年3月22日 土木部管理課長決定

平成30年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

土地境界図作成例

私所有の下記土地と隣接する板橋区土木部保管区有地との境界について、本境界図のとおり合意します。

立会場所・土地の地番	土地所有者 住所・氏名・印	立会年月日	合意年月日
板橋区 板橋二丁目 62番3	板橋区板橋2丁目62番1号 (申出者) 板橋 二郎 実印 (官公庁、法人等はゴム印による記入可)	令和 元年 5月10日	令和 元年 6月3日
板橋区 板橋二丁目 62番6	板橋区板橋2丁目62番2号 (関係土地所有者) 板橋 五郎 印 認印で可 (スタンプ印不可)	令和 元年 5月10日	令和 元年 6月3日

土地境界図		縮尺
土地所在地番	板橋区板橋二丁目62番3 ほか	1 250

点名	X座標	Y座標	備 考
P1	218.129	277.351	区コンクリート杭 <input checked="" type="checkbox"/>
P2	000.000	000.000	区金属標 <input checked="" type="checkbox"/>
P3	000.000	000.000	ミカゲ石 <input type="checkbox"/>
S1	000.000	000.000	ブロック隅角 H=0.05
S2	000.000	000.000	民コンクリート杭 <input checked="" type="checkbox"/>
S14	000.000	000.000	ブロック隅角 H=0.65
T1	000.000	000.000	鉄 (基準点 00000)
T2	000.000	000.000	金属標 (基準点 00000)
T3	000.000	000.000	鉄

図面部分
構造物のどの位置を測量したか表現し難いときは、詳細図にて表現すること。

表題部 代表地番を記載し、複数の地番が存在するときは、代表地番に「ほか」を表示すること。

座標欄 座標値はメートル単位として1/1000まで記入し、小数点以下第四位を四捨五入すること。石標等は現形を記入すること。T点は原則3点以上とすること。

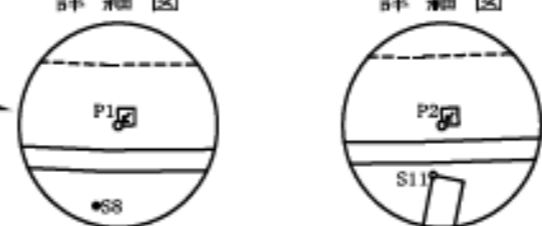
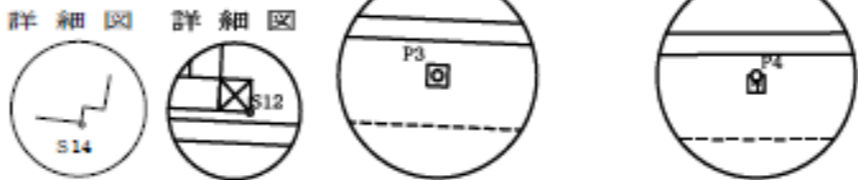
図面部分 寸法及び地番には算用数字を用いること。境界寸法には小数点位置にmを記入する。

区処理欄として使用しますので、必ず規定以上の余白を設けてください。

合意欄 「立会場所・土地の地番」「土地所有者 住所・氏名・印」「立会年月日」「合意年月日」欄すべてにボールペン等(長期保存に耐え、改ざん不可能なもの)を使用し、立会者本人が自署してください。(官公庁、法人等はゴム印による記入可)

作成者欄 実務取扱者が申出書と同様に記名押印すること。(申出書と一致させる) 測量年月日は立会年月日以降、合意年月日以前とすること。

図面部分 境界点ごとに周辺構造物(L型側溝、塀等)との位置関係を詳細図にて表現すること。



作成者	板橋区板橋一丁目1番1号 土地家屋調査士 家屋 一郎 印 資格番号 第0000号
測量年月日	令和 年 月 日

凡 例	○ Pn	境界点
	○ Sn	引照点
	○ Tn	機械点
例	○○m○○	境界辺長

